2022 年度（令和 4 年度）

鹿児島大学

男女共同参画推進センター年報

鹿児島大学男女共同参画推進センター

内容

ご挨拶 3
鹿児島大学男女共同参画基本理念 4
1　鹿児島大学男女共同参画推進センターについて 7
1-1　沿革 7
1-2　センター概要 8
2　2022 年度活動記録 9
2-1　2022 年度鹿児島大学男女共同参画推進センター委員等 9
2-2　目標値（中期目標・中期計画、女性活躍推進法一般事業主行動計画）に係る状況 11
2-3　2022 年度活動一覧 12
2-4　セミナー開催 14
2-4-1　男女共同参画トップセミナー 14
2-4-2　学長と女性教職員との懇談会 15
2-4-3　キャリアデザインセミナー（女性リーダー育成セミナー） 16
2-5　研究者支援 17
2-5-1　研究支援員制度 17
2-5-2　教員業務短期支援員制度 18
2-5-3　メンター制度 18
2-6　ライフワークバランス支援 19
2-6-1　鹿児島大学サポート宣言 19
2-6-2　保育支援 20
2-7 ポジティブ・アクションの実施 23
2-7-1　教員選考（研究員含む）時における積極的是正措置 23
2-7-2　意思決定機関への女性枠設置による積極的是正措置 23
2-8 次世代育成 24
2-8-1　共通教育科目「身の周りの男女共同参画」 24
2-9　文部科学省科学技術人材育成費補助事業 25
3　行動計画 27
3-1　女性活躍推進法一般事業主行動計画 27
3-2　国立大学法人鹿児島大学次世代育成支援行動計画 29
資料 30
国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室要項 31
国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項 32
国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度実施要項 34
国立大学法人鹿児島大学教員業務短期支援員制度実施要項 36
国立大学法人鹿児島大学保育支援実施要項 38
鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議に関する申合せ 39

全国ダイバーシティネットワーク組織九州・沖縄ブロック会議要項..... 40

ご挨拶

越塩　俊介
理事（総務担当）
男女共同参画推進室長

令和４年度も引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた年となりましたが、海外派遣や海外研修等の国際関係事業も動き出し、少しずつですがコロナ前の大学に戻りつつあるように感じています。今年度からダイバーシティ推進担当の学長補佐が新たに誕生し、男女共同参画やダイバーシティ推進にかかる取組を加速的に進めた一年となりました。

さて、令和２年度に選定された文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」（本学事業名「WiSH PLUS（ウィッシュ プラス）事業」）は、選定から３年目の取組を実施しました。選定から３年目となる中間評価受審年度でもあり、総合評価「A」という高評価を受けることができました。事業の目玉となる国際関係事業も、今年度は全ての事業で実施することができ、オンラインではない対面ならではの良さを改めて実感したところです。来年度以降も引き続き、学長の強いリーダーシップの下で女性・若手研究者支援を継続しダイバーシティ研究環境の実現に向け取り組んでいく所存です。

また、今年度は、男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画にかかる本学の課題等を検証するため３名の副センター長ごとにテーマを設定し、年間のセンター会議を通しテーマ別グループディスカッションを実施するという新たな取組にチャレンジしました。各センター委員から幅広く多様な意見を出し合い、掘り下げた議論を行うことで、来年度以降の具体的な取組への提言を行いました。その他、研究支援員制度や保育支援制度などこれまで当センターにおいて継続実施してきた取組については、改善を加えながら質を高めつつ実施したところです。

今後も、当センターの「一人ひとりが伸びやかに 自分らしく輝くために」という理念の下、鹿児島大学の全ての構成員が個性と能力を発揮できるインクルーシブな大学を実現できるよう、男女共同参画・ダイバーシティ推進のための取組を実施してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和５年３月

鹿児島大学男女共同参画基本理念

＜前文＞

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題であると位置づけています。

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することのできる社会のことです。この実現には、教育・研究の場であるとともに、就業の場である大学の果すべき役割・社会的責任が極めて大きいものと考えます。

鹿児島大学は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会実現の意義と責任を認識しつつ、21 世紀の総合大学に期待される使命を自覚し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざし、以下の基本理念の下、男女共同参画を積極的に推進します。

＜基本理念＞

鹿児島大学は、大学憲章の精神に則り、教育・研究機関として男女共同参画のもとに社会貢献を続けることができる人材を育成・支援し、個々を尊重するとともに、一人ひとりがあらゆる場面において個性と能力を発揮できる大学を実現します。

「一人ひとりが伸びやかに自分らしく輝くために」

＜行動指針＞

1．男女共同参画の視点に立った教育、研究、就業の場の確立および大学運営における意思決定過程への女性の参画を拡大します。
2．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を重視した施策を推進するための環境を整備します。
3．女性の能力開発・能力発揮（エンパワーメント）を支援するために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、女性キャリアガイダンスの充実、再チャレンジ支援などを行います。
4．男女共同参画に資する教育・研究、広報・啓発活動を、地域（地方自治体、教育機関、医師会、企業、NPO 等）と連携して積極的に推進します。

平成 22 年 1 月 21 日制定
教育研究評議会決定

鹿児島大学男女共同参画行動計画

令和２年１２月１７日
教育研究評議会決定

本行動計画は、鹿児島大学男女共同参画基本理念（平成 22 年１月 21 日制定）に基づき、その行動指針の具体化に向けての取組について明確化するものである。

なお、本行動計画の実施期間は、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの期間とする。

また、各学系等は、本行動計画とは別に「学系等における男女共同参画推進に係る方針等」を定めることとする。

１．男女共同参画の視点に立った教育、研究、就業の場の確立および大学運営における意思決定過程への女性の参画を拡大します。

（１）男女共同参画に関する広報・意識啓発

・本学における男女共同参画及びダイバーシティの取組に関して、ホームページやニューズレター等を活用して学内外に対して広報活動する。
・教職員に対する男女共同参画及びダイバーシティに関する意識啓発のためのセミナーやシンポジウム等を開催する。
・学生に対する男女共同参画に係る意識醸成のための共通教育科目を開講する。
・女子中高生に対する理系進路選択支援事業を実施する。

（２）大学運営における意思決定過程への女性の参画の拡大

・女性教職員の積極的な登用を推進し、大学運営における女性の参画の拡大を図る。
・女性教員の教授職・准教授職への積極的な登用に努める。
・女性一般事務職員等の管理職への積極的な登用に努める。

２．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を重視した施策を推進するための環境を整備します。

・研究支援員制度等を通じて、妊娠・育児・介護期等の生活と研究等との両立支援を行う。
・メンター制度等を通じて、大学院生や研究者のキャリア形成上の相談体制を充実させる。
・次世代育成支援行動計画により、働きやすい職場環境づくりに努める。
・育児・介護等に係る特別休暇等の取得の促進及び情報提供を行い、仕事と育児・介護等との両立を図る。

３．女性の能力開発・能力発揮（エンパワーメント）を支援するために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、女性キャリアガイダンスの充実、再チャレンジ支援などを行います。

（１）女性研究者増に向けたポジティブ・アクションの推進

・令和７（2025）年度末までに女性研究者在職比率 23％以上及び自然科学系分野における女性研究者採用率 30％以上、上位職（教授・准教授）に占める女性比率 15％以上をめざし、ポジティブ・アクションを積極的に行う。

（２）女性一般事務職員等の昇任の促進

・課長職相当以上の管理職に占める女性比率の向上をめざして、当該職員に対する能力開発に資する研修等を行う。

４．男女共同参画に資する教育・研究、広報・啓発活動を、地域（地方自治体、教育機関、医師会、企業、NPO 等）と連携して積極的に推進します。

・九州・沖縄アイランド女性研究者支援ネットワーク（Q－wea）との連携を強化し、女性研究者支援、男女共同参画及びダイバーシティの推進を図る。

・県内他大学・自治体・企業等と連携し、男女共同参画及びダイバーシティの推進を図る。

1　鹿児島大学男女共同参画推進センターについて

1-1　沿革

平成 21 年	9 月	男女共同参画推進室設置、看板上掲式
平成 22 年	1 月	鹿児島大学男女共同参画基本理念及び行動指針制定並びに行動計画策定
	2 月	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」に認定（くるみんマーク取得）
	4 月	男女共同参画担当学長補佐の任命
	7 月	総務部人事課に男女共同参画企画係新設
平成 23 年	3 月	男女共同参画推進に係る長期（10 年）及び短期（3 年）行動計画の策定
	3 月	男女共同参画推進に関する相談窓口の設置
	3 月	男女共同参画推進室 Newsletter 創刊
	7 月	研究支援員制度創設
	9 月	文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」に採択（～平成 25 年度）
平成 24 年	4 月	男女共同参画推進センターの設置
	4 月	女性研究者支援事業本部の設置
	4 月	男女共同参画推進センターコーディネータの配置
	9 月	「部局等における男女共同参画推進に係る方針等」策定
平成 25 年	4 月	男女共同参画推進体制の整備充実（広報・啓発推進部会、ワーク・ライフ・バランス支援部会、女性研究者支援部会の 3 部会を設置）
	7 月	部局男女共同参画担当責任者の配置
平成 26 年	4 月	鹿児島県「かごしま子育て応援企業」に登録
	5 月	第 4 期次世代育成支援行動計画を策定（くるみんマーク再取得）
平成 27 年	5 月	女性研究者支援担当学長補佐（男女共同参画推進センター副センター長）就任
平成 28 年	3 月	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画（平成 29～32 年度末）策定
	4 月	男女共同参画担当副学長就任
平成 29 年	4 月	男女共同参画推進担当副学長就任
	4 月	男女共同参画推進センター副センター長（女性研究者支援担当、女性医師等支援担当、ワーク・ライフ・バランス支援担当）配置
	4 月	「学系等における男女共同参画推進に係る方針等（旧部局等方針等）」策定
	11 月	役員・管理職による鹿児島大学イクボス宣言
	11 月	鹿児島市「イクボス推進同盟」加盟
		鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議設置
	11 月	鹿児島県女性活躍推進宣言企業に登録
平成 30 年	7 月	男女共同参画推進センターの部屋を独立
	10 月	「さっつん保育園」開園
	11 月	鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰
平成 31 年	4 月	第 5 期次世代育成支援行動計画を策定
(令和元年)	8 月	鹿児島県「かごしま子育て応援企業」登録更新
令和２年	9 月	文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」に選定（～令和 7 年度）
令和２年	12 月	鹿児島大学男女共同参画行動計画（令和 3～7 年度）策定
令和３年	2 月	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画（令和 3～7 年度）策定
令和３年	4 月	特命担当理事（広報・男女共同参画推進担当）就任

くるみんマーク　かごしま子育て応援企業登録マーク

令和３年	９月	鹿児島大学ダイバーシティ＆インクルージョン宣言　配信
令和３年	12 月	鹿児島大学サポート宣言　制定
令和３年	12 月	教育研究評議会における女性評議員枠設置　全学決定
令和４年	４月	ダイバーシティ推進担当学長補佐　就任
令和５年	１月	文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型)」中間評価結果公表

1-2　センター概要

男女共同参画推進センター（愛称“muse 篤姫”）は、教育・研究機関として、男女共同参画のもとに社会貢献を続けることができる人材を育成・支援し、個々を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を発揮できる大学を実現するため、意識啓発、ワーク・ライフ・バランス支援、男女共同参画の視点に立った教育、研究、就業環境の整備、学外関係機関との連携により、男女共同参画を推進している。

＜センターの業務＞
（国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項第２より）

センターは、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 男女共同参画に係る広報・意識啓発に関すること。
(2) 教職員のワーク・ライフ・バランス支援及び環境整備に関すること。
(3) 女性研究者の支援に関すること。
(4) 次世代研究者育成支援に関すること。
(5) 男女共同参画の現状の自己評価等に関する事項
(6) 男女共同参画推進活動に関する学内調整
(7) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。

2　2022 年度活動記録

2-1　2022 年度鹿児島大学男女共同参画推進センター委員等

委員名簿　　（2022 年 4 月 1 日時点）

	学系名等	職名	氏名	選出根拠※	備考
1	**センター長**	理事・副学長（総務担当）	越塩　俊介	1 号	男女共同参画推進室長
2		理事（特命担当）	石窪　奈穂美	2 号	男女共同参画推進室員
3	法文学系／**副センター長**	教授	原田　いづみ	3 号	
4	臨床心理学系	助教	清重　英矩	3 号	
5	教育学系	准教授	高谷　哲也	3 号	
6	理学系	准教授	濵田　季之	3 号	
7	工学系	教授	川畑　秋馬	3 号	
8	医学系／**副センター長**	教授	郡山　千早	3 号	男女共同参画推進室員、学長補佐（ダイバーシティ推進担当）
9	医学系（保健学科）	助教	池田　由里子	3 号	
10	歯学系	講師	前田　綾	3 号	
11	附属病院	特例助教	林田　真衣子	3 号	
12	ヒトレトロウイルス学系	特任准教授	近藤　智子	3 号	
13	農学系／**副センター長**	准教授	渡部　由香	3 号	
14	水産学系	准教授	加藤　早苗	3 号	
15	獣医学系	助教	井尻　萌	3 号	
16	総合教育学系	講師	市島　佑起子	3 号	
17	共同学系	教授	伊地知　信二	3 号	
18	大学院連合農学研究科	教授	石川　学	3 号	
19	総務部	部長	沓澤　進	4 号	男女共同参画推進室副室長
20	総務部人事課	課長	松浦　洋人	5 号	男女共同参画推進室員

※国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項第３に規定

体制図

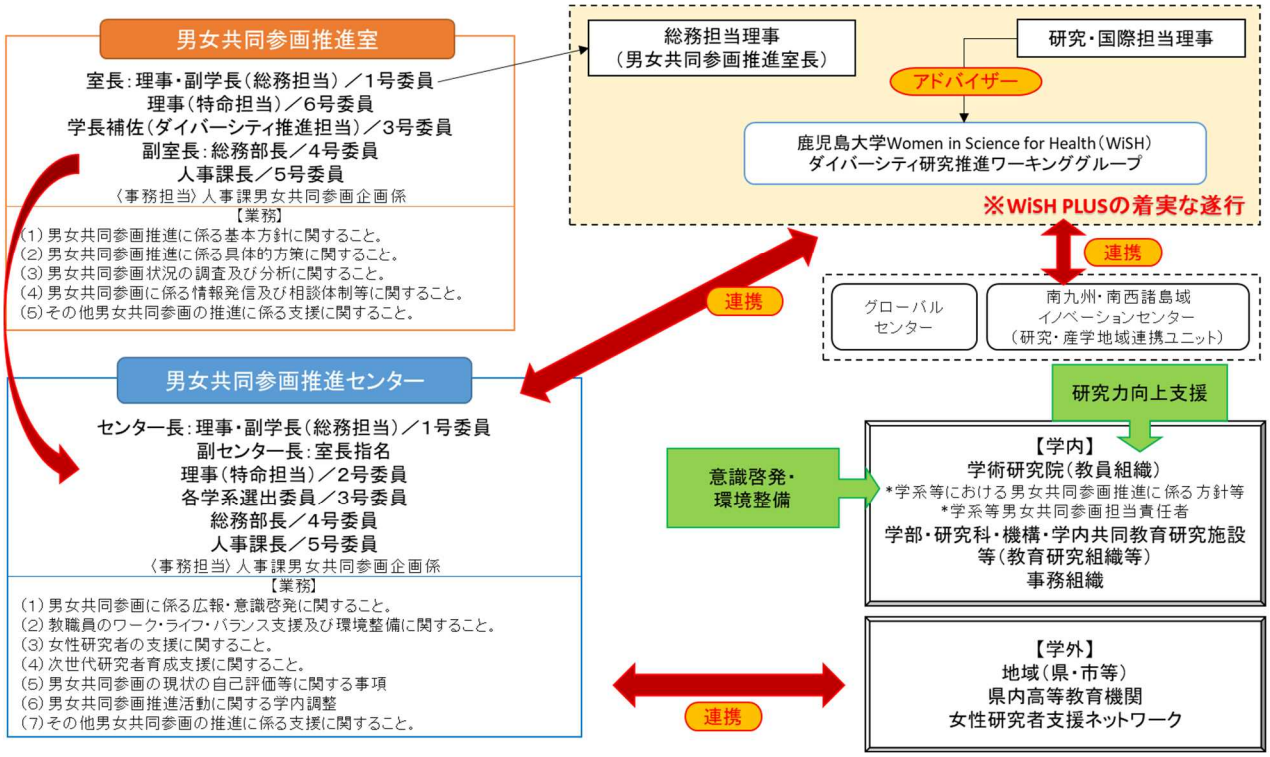
男女共同参画推進室
室長：理事・副学長（総務担当）／1号委員
理事（特命担当）／6号委員
学長補佐（ダイバーシティ推進担当）／3号委員
副室長：総務部長／4号委員
人事課長／5号委員
〈事務担当〉人事課男女共同参画企画係
【業務】
(1) 男女共同参画推進に係る基本方針に関すること。
(2) 男女共同参画推進に係る具体的方策に関すること。
(3) 男女共同参画状況の調査及び分析に関すること。
(4) 男女共同参画に係る情報発信及び相談体制等に関すること。
(5) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。
総務担当理事
（男女共同参画推進室長）
研究・国際担当理事
アドバイザー
鹿児島大学Women in Science for Health（WiSH）
ダイバーシティ研究推進ワーキンググループ
※WiSH PLUSの着実な遂行
連携
グローバル
センター
南九州・南西諸島域
イノベーションセンター
（研究・産学地域連携ユニット）
連携
男女共同参画推進センター
センター長：理事・副学長（総務担当）／1号委員
副センター長：室長指名
理事（特命担当）／2号委員
各学系選出委員／3号委員
総務部長／4号委員
人事課長／5号委員
〈事務担当〉人事課男女共同参画企画係
【業務】
(1) 男女共同参画に係る広報・意識啓発に関すること。
(2) 教職員のワーク・ライフ・バランス支援及び環境整備に関すること。
(3) 女性研究者の支援に関すること。
(4) 次世代研究者育成支援に関すること。
(5) 男女共同参画の現状の自己評価等に関する事項
(6) 男女共同参画推進活動に関する学内調整
(7) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。
研究力向上支援
意識啓発・
環境整備
【学内】
学術研究院（教員組織）
*学系等における男女共同参画推進に係る方針等
*学系等男女共同参画担当責任者
学部・研究科・機構・学内共同教育研究施設
等（教育研究組織等）
事務組織
連携
【学外】
地域（県・市等）
県内高等教育機関
女性研究者支援ネットワーク

2-2　目標値（中期目標・中期計画、女性活躍推進法一般事業主行動計画）に係る状況

１．目標値

【第４期中期目標・中期計画（抜粋）】（令和４年度～令和９年度：６年間）
〔中期目標〕
　若手や女性など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。
〔中期計画〕
　研究者の多様性を高めるため、ダイバーシティの意識醸成及び環境整備を行うとともに、特に女性研究者に対しては積極的なポジティブアクション、上位職への登用及び研究活動の支援を実施する。
評価指標
　①女性の研究者採用割合　　30%以上
　②研究者に占める女性比率　23%以上
　③上位職（教授、准教授）に占める女性比率　15%以上

【女性活躍推進法一般事業主行動計画（抜粋）】（令和３年度～令和７年度：５年間）
　目標１：教育職（研究職を含む）採用者に占める女性割合を 30% 以上とする
　目標２：指導的地位にあたる管理職に占める女性割合を 20%以上とする
　目標３：上位職（教授・准教授）に占める女性教員比率 15%以上とする
　目標４：職業生活と家庭生活との両立支援となる事業を年１回以上実施する

２．2022 年度の状況

①女性の研究者採用割合　　24.5%（採用者数 151 名（うち女性 37 名））

②研究者に占める女性比率　21.4%（研究者数 1,124 名（うち女性 241 名））

③上位職（教授、准教授）に占める女性比率　13.9%（上位職 599 名（うち女性 83 名））

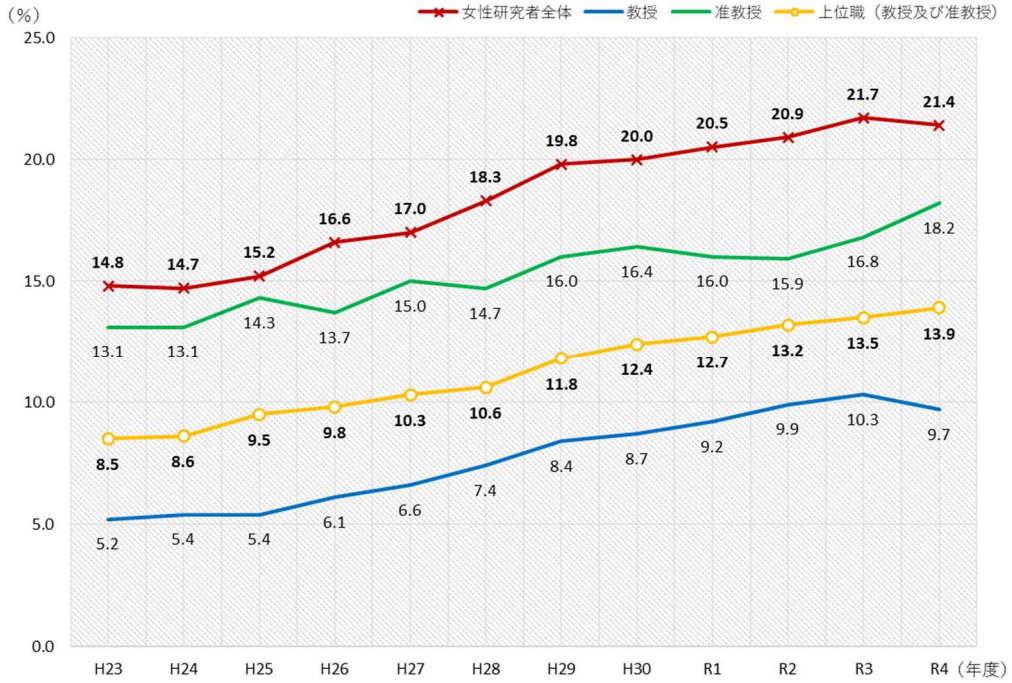

女性研究者比率推移（H23～）

2-3　2022 年度活動一覧

【会議開催】

男女共同参画推進室会議（年 29 回開催）

男女共同参画推進センター会議（年４回開催）

男女共同参画推進センター運営会議（年８回開催）

【セミナー開催】

2022.9.8	男女共同参画トップセミナー
2022.12.20	学長と女性教職員との懇談会
2023.3.1	キャリアデザインセミナー（女性リーダー育成セミナー）

【研究者支援】

研究支援員制度	〈前期〉2022.6.1～2022.9.30　〈後期〉2022.10.1～2023.3.31
メンター制度	通年

【ライフワークバランス支援】

保育支援制度	〈病児・一時保育支援〉通年 〈入試時保育支援〉共通テスト時、一般選抜時

【学外連携】

2022.7.22	九州・沖縄アイランド女性研究者支援ネットワーク（Q-wea）理事・副学長ネットワーク会議
2022.7.22	全国ダイバーシティネットワーク組織　九州・沖縄ブロック会議
2022.8.25	九州・沖縄アイランド女性研究者支援ネットワーク（Q-wea）実務担当者連絡会
2022.9.7	第 13 回九州・沖縄アイランド女性研究者支援シンポジウム in 九産大
2023.3.23	鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議（メール会議）

【文部科学省科学技術人材育成費補助事業】

2022.6	中間評価成果報告書提出
2022.9.8	男女共同参画トップセミナー
2022.11	WiSH PLUS キャラバン
2023.11	中間評価委員会面接審査受審
2023.1	中間評価結果公表
2023.3.14	女性・若手研究者国際シンポジウム（共催）
2023.3	WiSH PLUS 事業報告書発行

2023.3	学系等方針における３数値目標を再設定
【その他】	
男女共同参画展	2022.6.23～2022.8.10（附属図書館）
共通教育科目開講	後期科目「身の周りの男女共同参画」2022.10～
Newsletter	2022 ダイジェスト版（2023.3 発行）

2-4　セミナー開催

2-4-1　男女共同参画トップセミナー

男女共同参画意識の更なる醸成を図るとともに、上位職に占める女性教員を増やすことを目的に、人材登用に係る方々を主な対象としたトップセミナーをオンラインで開催した。

なお、本セミナーは、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」の取組として実施した。

【日　時】令和４年９月８日（木）15:00-16:30
【講　師】木部　暢子氏（大学共同利用機関法人人間文化研究機構長）
【演　題】「女性リーダーの活躍がさらなる大学活性化に繋がる」
【対　象】学長、理事、監事、副学長、学部長、副学部長、研究科長、副研究科長、
　　部長、事務長、課長、課長代理　等
【参加者】148 名（学内 131 名、学外 17 名）
【内　容】

講師が機構長を務めている大学共同利用機関法人人間文化研究機構についての説明の後、鹿児島大学に在籍していた 22 年間の経験が時系列に説明された。その中でも国立大学法人化や第１期中間目標・計画暫定評価への対応は大きな経験であり、苦労も多かったがそこでの経験が現在の基盤・基軸になっているため、これまでの組織運営の蓄積が非常に重要であることが話された。また、これまで様々な機関で長を務めてきたが、女性であることで不都合・不利益を感じたことはない、と力強く話され、女性の役職者が増えない状況を鑑みると、男女共同参画について考え方を改める必要があり、今後は、ジェンダー、ダイバーシティからインクルージョンへと考え方の転換が必要となり、それにより社会・組織が強くなるとの見解が述べられた。

セミナー後半には質疑応答の時間が設けられ、ロールモデルや評価方法など幅広く活発な意見交換が行われ、今後、誰もが活躍できるインクルーシブな組織作りを進めていくための大変有意義なセミナーとなった。

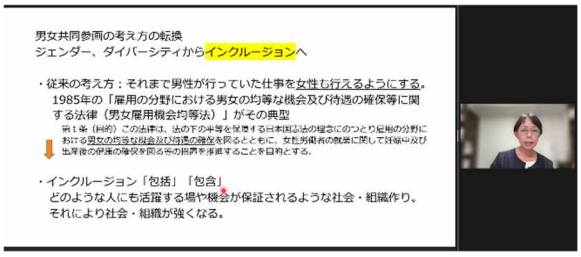

2-4-2　学長と女性教職員との懇談会

「鹿児島大学サポート宣言の実質化に向けた現状の課題、現場のニーズ等について」として、学長と女性研究者７名、事務系女性管理職８名との懇談会を開催した。

【日　時】令和４年 12 月 20 日（火）14:30-16:05
【参加者】学長、女性研究者７名、事務系女性管理職３名、事務職員(主任以上代理以下) ５名
【内　容】

「鹿児島大学サポート宣言の実質化に向けた現状の課題、現場のニーズ等について」をテーマとして、令和４年 12 月 20 日に佐野学長と女性教職員との懇談会を開催した。鹿児島大学サポート宣言とは、教職員のライフワークバランスを応援するため大学全体として取り組む内容について、各学系が策定した男女共同参画推進に係る方針を参考に３つの項目を定め令和３年度に宣言したもの。懇談会には、役員 4 名、女性教員７名（男女共同参画推進センター女性教員及びライフイベント期の支援制度利用女性教員)、女性職員８名（事務系女性管理職及び事務局各部から推薦された係長以下の女性事務職員）が参加した。

郡山学長補佐（ダイバーシティ推進担当）の司会進行のもと、女性比率向上に向けた取組や鹿児島大学サポート宣言制定後の変化、ライフイベント期の支援として求めることなどいくつかの項目に沿って懇談が進められた。参加者からは、単身赴任研究者へのサポート支援強化や小学校就学以降の支援拡充といったライフワークバランスを保持するための具体的な意見が出された。また、佐野学長からは固定的性別役割分担意識の解消や男性育休取得率の向上について発言があった。

最後に、男女共同参画推進センター長である越塩総務担当理事から今回皆さんからいただいた様々な現場の声を具現化に繋げていきたい、多様な意見が聴ける発展性のあるこの懇談会を今後も継続して開催していきたいとの閉会挨拶があり、鹿児島大学サポート宣言項目３で掲げている女性教職員の現場の声に耳を傾ける、大変有意義な機会となった。

2-4-3　キャリアデザインセミナー（女性リーダー育成セミナー）

本学における女性リーダー育成環境整備を目的に、女性リーダー育成セミナーをオンラインで開催した。

【日　時】令和５年３月１日（水）10:00～11:30
【対　象】各課より推薦された事務・技術職員（係長・主任クラス）、管理的立場にある職員、その他参加を希望する職員
【参加者】39 名
【パネリスト】事務系女性管理職（課長級）４名
【内　容】

「女性リーダー育成セミナー～自らのキャリアデザインを考える～」として主に事務系職員を対象にしたセミナーをオンラインで開催した。

越塩総務担当理事の開会挨拶にはじまり、「男女共同参画及びダイバーシティ推進をめぐる今日の動き」をテーマに石窪特命担当理事（広報・男女共同推進担当）から時代は男女共同参画からダイバーシティ＆インクルージョンへとシフトしていること、なぜ女性リーダーが必要なのか、女性リーダーになることへの意識や不安について統計データを用いた説明があった。

話題提供により知識を深めたところで、女性管理職によるパネルディスカッションが開催された。事務系女性管理職（課長級）４名がパネリストとなり、ファシリテーターを務める松浦人事課長の進行の下、複数の質問に応える形で体験談が披露された。管理職になったきっかけや管理職としてのやりがい、今後のチャレンジなど、それぞれのテーマに沿い各自がこれまでに体験してきたことがざっくばらんに披露された。最後に後輩たちへのエールとして、引っ張るだけがリーダーの姿ではなく、リーダーの在り方も多様でよい、自信を持って仕事が出来ている人ばかりではないが、上位職に推薦されるということは自分が評価されているということなので、是非一歩を踏み出して欲しい、悩みがある時にはいつでも自分たちに相談してほしいと４名全員から力強いエンカレッジの言葉が発信された。

セミナー後半には、参加者が少人数のグループに分かれグループディスカッションを行い、管理職へのキャリアや自らのキャリアデザインをどう考えるかについて意見交換した。今回のセミナーを通し、参加者が管理職を身近に感じ今後のキャリアデザインを前向きにとらえることができた、有意義なセミナーとなった。

2-5　研究者支援

2-5-1　研究支援員制度

妊娠、育児、介護・看病等期の研究者に対し、研究活動を補助し、研究者のキャリア継続・形成を支援することを目的として、研究支援員の配置を行った。

平成 30 年度後期の募集からは、これまで男性研究者が支援を受けるための「大学、大学共同利用機関法人、独立行政法人等に勤務する女性研究者を配偶者に持つ又は単身で育児中」との条件をなくし、男性研究者も女性研究者と同等の条件で支援を受けられるよう対象の拡大を行っている。

令和４年度の運用実績は以下のとおりである。

【利用実績】

	前期	後期
募集期間	3 月 14 日～4 月 15 日	7 月 19 日～8 月 19 日
実施期間	6 月　1 日～9 月 30 日	10 月 1 日～3 月 31 日
申請研究者	23 人(うち新規 9 人)	20 人(うち新規 1 人)
研究支援員	28 人	25 人
雇用総時間	1,360 時間	2,130 時間

学域	学系	前期		後期		延べ人数	
		男	女	男	女	男	女
法文教育学域	法文学系	1		1		2	
	臨床心理学系						
	教育学系	3	1	1	2	4	3
理工学域	理学系	1	1	1	1	2	2
	工学系	1		1		2	
医歯学域	医学系	3	3	3	3	6	6
	歯学系	1	4	2	1	3	5
	附属病院						
	ヒトレトロウイルス学系						
農水産獣医学域	農学系		3		3		6
	水産学系						
	獣医学系						
総合科学域	総合教育学系	1		1		2	
	共同学系						
		11	12	10	10	21	22

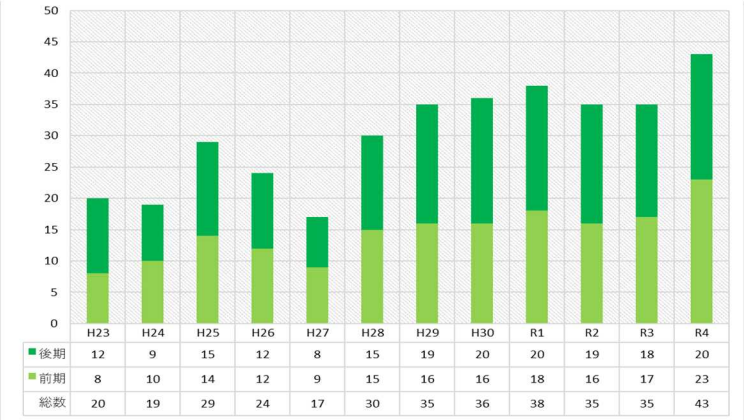

2-5-2　教員業務短期支援員制度

やむを得ない事情等により研究支援員制度に申請できなかった者に対して、本学に在籍する学部学生及び大学院学生を業務短期支援員として配置することにより、教員の妊娠・育児・介護・看病期等における両立及び復帰を支援することを目的としている。令和４年度は利用実績なし。

2-5-3　メンター制度

一定の職務経験等を有する教員等（メンター）が、自らの経験をふまえて所属部局や専門の枠を超えて、相談に応じることによって、研究者（鹿児島大学病院医員・研修医を含む）及び大学院生（メンティ）のキャリア形成・継続支援を図ることを目的とした制度である。

メンターリスト及び担当可能な相談項目*は男女共同参画推進センターホームページから閲覧でき（学内専用)、メンティ（相談者）がメンタリング（相談）を希望するにあたって参照できるようにしている。(メンターリストは可視化の承諾者のみ掲載中）令和４年度の利用実績は１件。

＊担当可能な相談項目

1. 妊娠・出産　2. 育児　3. 介護　4. 看護　5. 疾病　6. 授業　7. 学生指導　8. 留学・海外経験
9. 外部資金獲得　10. 共同研究

2-6　ライフワークバランス支援

2-6-1　鹿児島大学サポート宣言

鹿児島大学男女共同参画行動計画に基づき策定された「学系等における男女共同参画推進に係る方針等（学系等方針）」を参考に、ボトムアップ型で大学全体としての取組を宣言したもので令和３年度に制定された。制定後、特に会議開催の時間帯については、全学的に意識しながら取り組んでいる。なお、サポート宣言の中で使用されている「ライフワークバランス」は「ワークライフバランス」に比べ、よりライフを重視したワードで国際的な潮流になっており、「ライフワークバランス」を取り入れることで教職員のライフを重視する大学であることを表明したものである。

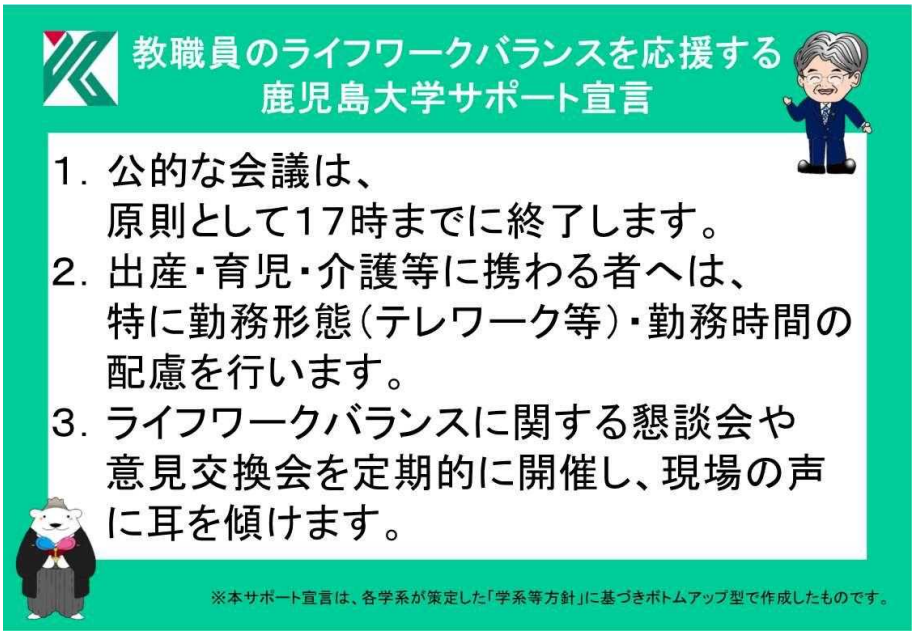

2-6-2　保育支援

【保育支援制度】

本学に勤務する教職員（非常勤（本学の社会保険加入者に限る）含む）が、土日祝日での勤務等により緊急かつやむを得ず学外の保育サービスを利用した場合に、その利用費の一部を補助する制度。令和元年度には学内保育施設の一時保育等利用も支援対象となるよう制度改正を行ったほか、請求までの手続きの簡略化を行った。令和４年度の利用状況は以下のとおり。

	病児保育	一時保育 ※( )は学会託児で内数	ﾍﾞﾋﾞｰｼｯﾀｰ	利用回数	請求金額
4 月	7	0	0	7	8, 400
5 月	10	4	0	14	16, 800
6 月	14	0	0	14	16, 800
7 月	9	0	0	9	10, 800
8 月	9	4	0	13	15, 600
9 月	7	0	0	7	8, 400
10 月	25	0	0	25	30, 000
11 月	26	0	0	26	31, 200
12 月	30	0	0	30	36, 000
1 月	21	0	1	22	26, 400
2 月	17	1	1	19	22, 800
3 月	18	3	3	24	28, 800
合計	193	12	5	210	252, 000
前年度	175	10	0	185	222, 000

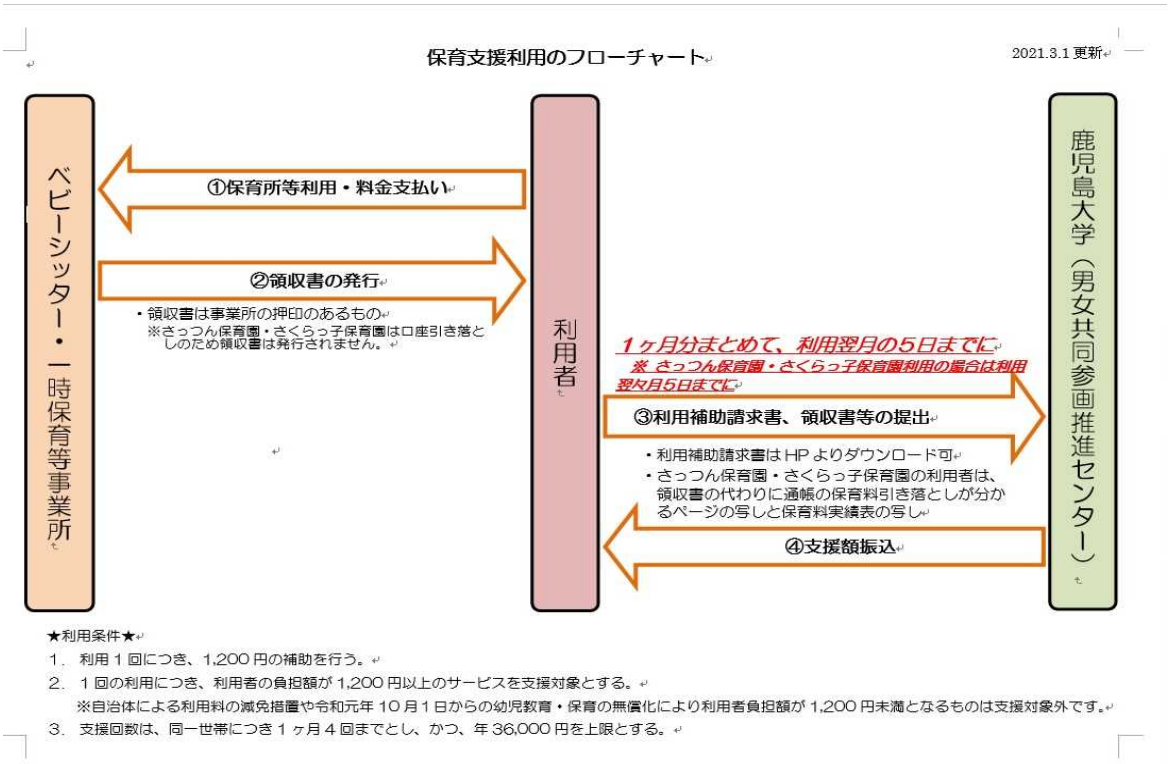

【大学入学共通テスト時保育支援】

職員のライフワークバランス支援の一環として、大学入学共通テスト時の試験監督等に従事する必要のある職員（非常勤を含む）に対して、休日勤務日の保育支援を実施した。令和４年度はさくらっ子保育園においても開園し保育拡充を図った。

【実施日（令和５年度大学入学共通テスト試験日）】

・本試験日　令和５年１月 14 日（土）、15 日（日）

※追試験時の保育支援利用はなし。

【保育支援実施施設】

さっつん保育園

対象：0 歳児（生後 8 週間以上）から小学校就学前の乳幼児

子育て支援ルーム「キッズベース」

対象：0 歳児（生後 8 週間以上）から児童（小学校 6 年生まで）

さくらっ子保育園

対象：0 歳児（生後 8 週間以上）から小学校就学前の乳幼児

【利用職員数等】

	職員内訳	さっつん保育園		キッズベース		計
申込者	教員	4	小計 7	1	小計 2	9
	職員	3		1		
	職員(非常勤)	0		0		
利用者	教員	3	小計 6	1	小計 1	7
	職員	3		0		
	職員(非常勤)	0		0		

【保育児童数】

	さっつん保育園	キッズベース	計
1 月 14 日(土)	7	0	7
1 月 15 日(日)	5	1	6
計	12	1	13

【一般選抜テスト時保育支援】

教職員からのニーズを受け、令和４年度は一般選抜時においても保育支援を導入し入試時保育支援の拡充を図った。

【実施日（令和５年度一般選抜入学テスト試験日）】

・前期日程　令和５年２月 25 日（土）、26 日（日）

・後期日程　令和５年３月 12 日（日）

【保育支援実施施設】

さっつん保育園

対象：0 歳児（生後 8 週間以上）から小学校就学前の乳幼児

子育て支援ルーム「キッズベース」

対象：0 歳児（生後 8 週間以上）から児童（小学校 6 年生まで）

さくらっ子保育園

対象：0 歳児（生後 8 週間以上）から小学校就学前の乳幼児

【利用職員数等】

	職員内訳	さっつん保育園		さくらっ子保育園		キッズベース		計
申込者	教員	1	小計 3	1	小計 1	1	小計 2	6
	職員	2		0		1		
	職員(非常勤)	0		0		0		
利用者	教員	1	小計 3	1	小計 1	1	小計 2	6
	職員	2		0		1		
	職員(非常勤)	0		0		0		

【保育児童数】

	さっつん保育園	さくらっ子保育園	キッズベース	計
2 月 25 日(土)	2	0	0	2
2 月 26 日(日)	0	1	2	3
3 月 12 日(日)	2	0	1	3
計	4	1	3	8

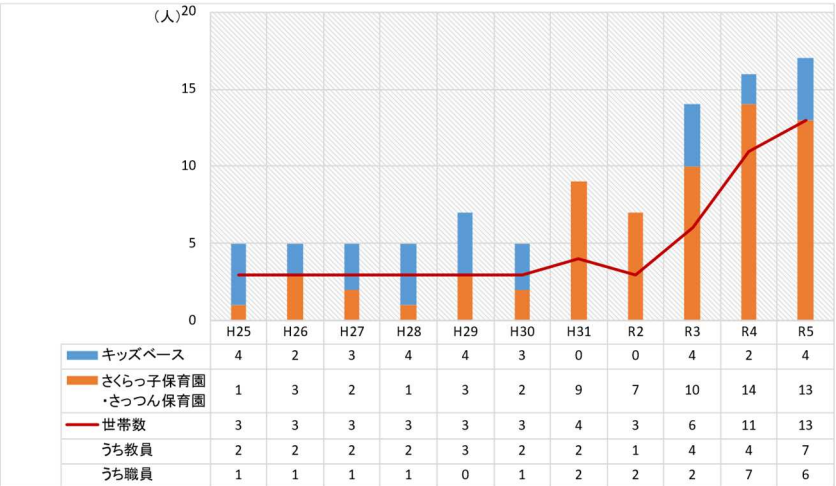

2-7 ポジティブ・アクションの実施

2-7-1　教員選考（研究員含む）時における積極的是正措置

公募要領記載文（以下のいずれかを記載）

１）本学は、女性研究者支援をはじめとする男女共同参画に係る取組を積極的に推進しており、女性研究者の積極的な採用・登用を行っています。このため、本公募による採用・登用に当たっては、能力が同等であれば女性を優先いたします。
支援内容の詳細（取組み、各種制度、相談体制）については、下記ホームページをご覧ください。）
（男女共同参画推進センター　https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsuhime/）

２）本学は、女性研究者支援をはじめとする男女共同参画に係る取組を積極的に推進しており、特に本人事においては、女性研究者に限定した採用・登用を行います。従いまして、応募資格を満たす女性研究者の積極的な応募を歓迎いたします。
支援内容の詳細（取組み、各種制度、相談体制）については、下記ホームページをご覧ください。）
（男女共同参画推進センター　https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsuhime/）

2-7-2　意思決定機関への女性枠設置による積極的是正措置

大学の意思決定機関である「教育研究評議会」への女性参画率を向上させ、より多様な視点に基づく大学運営を可能とするため、教育研究評議会に女性評議員枠を設定した。

具体的には、教育研究評議会の組織として、学長が指名する女性の学長補佐を女性評議員枠として新たに設定するため規則の一部改正を行い、令和４年度から女性評議員枠を導入することとなった。

今後、教育研究評議員候補となる学長補佐を選出する際に、ジェンダーバランスを考慮することにもつながり、今回のポジティブ・アクションは大学の活性化に大いにつながるものである。

2-8 次世代育成

2-8-1　共通教育科目「身の周りの男女共同参画」

本講義は、共生社会、特に性別に関わらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、様々な領域における男女共同参画を考えることによって、多様性を尊重する意識の醸成を目的とし、授業ではアクティブラーニングを通して、自分自身の生き方や他者及び社会との関わり方を明確化することとして、令和４年度後期の共通教育科目として開講。学部 1 年生を中心に約 100 名の学生が受講した。

科目責任者：原田いづみ教授（法文学部）／当センター副センター長

共同担当教員：岩船昌起教授（共通教育センター）、菅野康太准教授（法文学部）、藤村一郎准教授（キャリア形成支援センター）、森田豊子特任准教授（グローバルセンター）

ゲスト講師：自治体の男女共同参画担当者等

対象：全学部

回	内容
第 1 回	オリエンテーション（講座の狙い）
第 2 回	ジェンダー・ダイバーシティ「性的マイノリティの人権など」
第 3 回	脳と性差
第 4 回	教育、研究分野における男女共同参画「理系への女性進学率、教育の影響力など」
第 5 回	雇用分野における男女共同参画「男女の賃金格差、セクシャル・ハラスメント、ポジティブ・アクションなど」
第 6 回	コロナの影響と男女共同参画、家庭における男女共同参画「ドメスティック・バイオレンス、男性の育児など」
第 7 回	政治分野における男女共同参画
第 8 回	災害対応における男女共同参画
第 9 回	災害対応における男女共同参画つづき
第 10 回	地域社会における男女共同参画「県内の市での男女共同参画の進み具合や市の取組状況」（ゲストスピーカー＋グループワーク）
第 11 回	地域における男女共同参画つづき（ゲストスピーカー＋グループワーク）
第 12 回	地域における男女共同参画つづき（ゲストスピーカー＋グループワーク）
第 13 回	アジア・イスラーム社会における男女共同参画
第 14 回	アジア・イスラーム社会における男女共同参画つづき
第 15 回	まとめ

2022 シラバスより抜粋

2-9　文部科学省科学技術人材育成費補助事業

「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）事業概要

鹿児島大学 Women in Science for Health (WiSH)
ダイバーシティ研究環境実現プロジェクト

先端型：令和2～7年度

WiSH PLUS

女性の潜在能力（Potential）を引き出し、リーダーシップ（Leadership）を培うために、大学が一丸となった（Unity）ダイバーシティ研究環境を持続（Sustainability）する。

【実施体制と目的】

本事業は、鹿児島大学が中期目標・中期計画に掲げる「若手・女性・外国人等の多様な人材の登用・活躍促進」に向け、「健康」「ライフサイエンス」をキーワードに複数部局の女性により平成30年に設置したWiSHワーキンググループの企画を本学の戦略に位置づけ、学長のリーダーシップの下、全学協力体制で、女性・若手研究者の先端的な研究力及び国際力の向上、女性・若手研究者の更なる増加、上位職への女性の登用を促進させる。

【体制の概要】

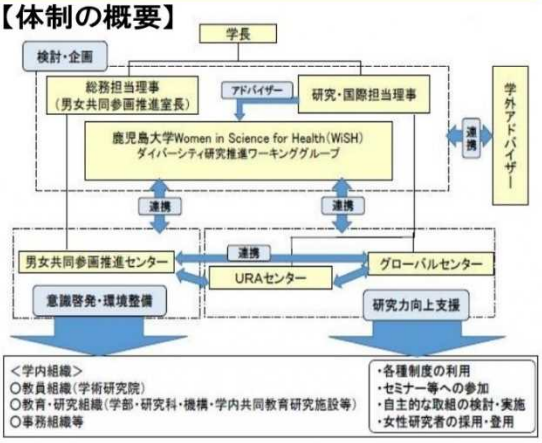

【目標】

女性研究者在職比率 23% 以上
上位職に占める女性教員比率 15% 以上
女性研究者採用割合 30% 以上

'20 '21 '22 '23 '24 '25
WiSH PLUS

【取組概要・支援内容】

Potential

女性・若手研究者の潜在能力を引き出す

若手教員海外研修支援事業
国際交流助成事業
研究力スキルアップ研修
研究力向上学外アドバイザー制度

Leadership

女性研究者のリーダーシップを培う

異分野融合研究プロジェクト
創出研究助成事業
女性・若手大型種目チャレンジ支援事業
国際共同研究促進事業
「研究教授・研究准教授」制度

Unity

大学が一丸となり、ダイバーシティ研究環境づくりに取り組む。

教員公募：ポジティブアクション
意識啓発：トップセミナー
WiSH PLUSキャラバン

Sustainability

持続可能なダイバーシティ研究環境を構築する。

国際シンポジウム
基金等の活用

【男女共同参画推進センターの役割】

・事業の取り纏め及び教員公募におけるポジティブアクション・トップセミナー・WiSH PLUS キャラバン等の意識啓発並びにライフワークバランス支援等の環境整備。事業の詳細は、2022WiSH PLUS 事業報告書を参照。

事業選定から３年目となる令和４年度は、中間評価受審年度であり、中間評価成果報告書及び面接審査による受審の結果、総合評価「A」を受けた。詳細は広報誌 Newsletter を参照。

一人ひとりが伸びやかに　自分らしく輝くために

鹿児島大学 男女共同参画推進センター

Newsletter

2022年度
ダイジェスト版

Vol.32
2023.3

編集・発行
国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター
〈住所〉〒890-8580 鹿児島市郡元1-21-24　〈TEL〉099-285-3012　〈E-mail〉gender@kuas.kagoshima-u.ac.jp
〈ホームページ〉https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsuhime/

■ 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」中間評価公表

鹿児島大学では、令和２年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」に選定され、女性研究者や女性上位職の比率向上に向けた様々な取組を進めています。選定から３年目となった今年度は中間評価受審年度であり、令和４年６月に中間評価成果報告書を提出し11月に面接審査を受審しました。

このたび中間評価の結果が公表され、総合評価「A」の評価結果を受けました。事業実施期間は令和７年度までとなっており、今後、本事業で掲げた数値目標を確実に達成するため全学体制で取組を進めていきます。

総合評価
A
所期の計画と同等の取組が行われている
①目標達成度：a
②取組：a
③取組の成果：b
④実施体制：a
⑤今後の進め方：a

評価の主なポイント

- 「研究教授・研究准教授制度」の構築
- 「異分野融合研究プロジェクト創出研究助成事業」女性枠・若手枠の創設
- 教育研究評議会「女性評議員枠」の設定
- 女性教員定年退職後の女性限定・優先公募の実施
- 「ダイバーシティ＆インクルージョン」を経営戦略として位置付ける方針の明確化

R5.1.1現在値

目標１.女性研究者比率 23%以上	目標２.上位職女性比率 15%以上	目標３.女性研究者採用比率 30%以上
21.4%（目標値との差：-1.6）	13.9%（目標値との差：-1.1）	23.6%（目標値との差：-6.4）

事業名「WiSH PLUS」について

鹿児島大学Women in Science for Health（WiSH）ダイバーシティ研究環境実現プロジェクトの略称。

「女性の潜在能力（Potential）を引き出し、リーダーシップ（Leader ship）を培うために、大学一丸となった（Unity）ダイバーシティ研究環境を持続（Sustainability）する取り組み」を実施しています。

WiSHワーキンググループについて

WiSH PLUS事業は、「健康」「ライフサイエンス」をキーワードに複数部局の女性研究者により平成30年に設置したWiSHワーキンググループの企画を本学の戦略に位置付け、学長のリーダーシップの下、全学協力体制で、女性・若手研究者の先端的な研究力及び国際力の向上、女性・若手研究者の更なる増加、上位職への女性の登用を促進させることを目的としています。

WiSHワーキンググループは、令和４年度時点で11名の女性研究者から構成されており、国際事業関係の採択にかかる審査やWiSHセミナーの企画・開催等幅広く活躍しています。また、11名中９名が上位職となり、上位職比率が８割以上とWiSH PLUS事業に携わる女性研究者の上位職登用が促進されています。

ロゴマークについて

WiSH PLUSは、個々の願いを大きな希望へと膨らませ、人々の健康や幸せに寄与するための持続的な研究環境の実現を意味しています。

本学で歌い継がれている“北辰斜に”（七高第14回記念祭歌）から、目指す方向を星で表すとともに、本学大学憲章の「学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重」並びに男女共同参画基本理念の「個々を尊重するとともに、一人ひとりがあらゆる場面において個性と能力を発揮」から、ひとつひとつの星を個の尊重と活躍に見立てました。さらに、ダイバーシティ・SDGsをイメージする色を加えることにより、持続可能な研究環境の整備、ジェンダー平等に向けたプロジェクトであることを示しました。

Equitably empowering all individuals to grow and shine　Newsletter　Vol.32_1

3　行動計画

3-1　女性活躍推進法一般事業主行動計画

国立大学法人鹿児島大学　行動計画

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1　計画期間：2021 年４月１日～2026 年３月 31 日

2　目標と取組内容・実施時期

目標１：教育職（研究職を含む）採用者に占める女性割合を 30% 以上とする

〈取組内容〉

○2021 年４月～　教員選考（研究員含む）時において、女性研究者へのポジティブアクションを実施

○2021 年４月～　全教員へリーフレット「無意識のバイアス-Unconscious Bias-を知っていますか？」の案内

○2021 年４月～　教員選考（研究員含む）時において、研究者採用ガイド「ダイバーシティの観点からの研究者採用を実施するために」を活用した取組を実施

目標２：指導的地位にあたる管理職に占める女性割合を 20%以上とする

〈取組内容〉

○2021 年４月～　女性リーダー育成環境整備を目的としたセミナーの開催

○2022 年４月～　管理職等と女性教職員の懇談会の実施について検討

○2023 年４月～　セミナー受講者へアンケートを実施し、更なる取組みについて検討

○2024 年４月～　女性リーダー育成のための更なる取組みの実施

目標３：上位職（教授・准教授）に占める女性教員比率 15%以上とする

〈取組内容〉

○2021 年４月～　上位職の女性教員を増やす取組への意識啓発セミナーの開催

○2021 年４月～　学系（教員組織）に対して、数値目標の設定

○2021 年４月～　女性研究者への研究支援の実施

○2023 年４月～　学系の数値目標に対する進捗状況把握及び改善を要する学系との懇談の実施

目標４：職業生活と家庭生活との両立支援となる事業を年１回以上実施する

〈取組内容〉

〇2021 年４月～　両立支援となる事業の実施について検討

〇2021 年５月～　ライフイベント期の研究者に対して、研究活動を補助する支援員制度を実施

〇2021 年９月～　実施した両立支援についてアンケートを実施し、次回実施の改善策を検討

3-2　国立大学法人鹿児島大学次世代育成支援行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備することによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1　計画期間　2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間

2　内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標 1　育児休業中及び育児休業からの復帰者へのキャリア継続支援

（具体策）【2019 年 4 月～】

・育児休業に関する相談体制を構築する。
・育児休業中の職員へ定期的な情報を提供する。
・育児休業復帰者へのスキルアップの支援（面談等）を行う。

目標 2　子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の運営

（具体策）【2019 年 4 月～】

・各キャンパス内において，勤務形態に応じた保育施設の運営を行い労働者の働きやすい職場環境の整備を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 3　年次有給休暇取得の促進（計画期間終了時に取得率を 20%以上増加）

（具体策）【2019 年 4 月～】

・ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行い，平均取得日数の情報を掲示するなど，取得の促進活動を行う。

目標 4　時間外勤務の削減のための具体的な取り組みを実施

（具体策）【2019 年 4 月～】

・定時退勤日等を設定し，業務改善の意識を促進する。

(3) 次世代育成支援対策に関する事項

目標 5　若年層のインターンシップ等の就業体験を通じ，適正な募集・採用機会の確保

（具体策）【2019 年 4 月～】

・大学生のインターンシップを実施する。
・特別支援学校等と連携を行い，就業体験を通じ，職種に応じた就労意欲を高め，採用機会を確保する。

資料

国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室要項 ---------- 31
国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項 ---------- 32
国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度実施要項 ---------- 34
国立大学法人鹿児島大学教員業務短期支援員制度実施要項 ---------- 36
国立大学法人鹿児島大学保育支援実施要項 ---------- 38
鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議に関する申合せ ---------- 39
全国ダイバーシティネットワーク組織九州・沖縄ブロック会議要項 ---------- 40[

国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室要項

平成21年9月25日
学　長　裁　定

（趣旨）

第１　この要項は、国立大学法人鹿児島大学組織規則（平成16年規則第１号）第20条の２第２項の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室（以下「室」という。）に関し、必要な事項を定める。

（業務）

第２　室は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1)　男女共同参画推進に係る基本方針に関すること。
(2)　男女共同参画推進に係る具体的方策に関すること。
(3)　男女共同参画状況の調査及び分析に関すること。
(4)　男女共同参画に係る情報発信及び相談体制等に関すること。
(5)　その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。

２　室は、前項各号に掲げる事項について継続的に状況を確認し、業務遂行の障害となる要因を分析し、適切に対応する。

（組織）

第３　室は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　学長が指名する理事
(2)　学長が指名する副学長
(3)　学長が指名する学長補佐
(4)　総務部長
(5)　総務部人事課長
(6)　その他学長が必要と認めた者

２　前項第６号の者の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

（室長等）

第４　室に室長を置き、第３第１項第１号の理事又は同項第２号の副学長をもって充てる。

２　室に副室長を置き、室長が指名する者をもって充てる。

（構成員以外の者の意見の聴取）

第５　室が必要と認めたときは、構成員以外の者に意見を聴くことができる。

（事務）

第６　室に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部人事課において行う。

（雑則）

第７　この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要項は、平成21年9月25日から実施する。

２　国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進作業部会設置要項（平成21年８月４日学長裁定）は、廃止する。

附　則

この要項は、平成22年７月１日から実施する。

附　則

この要項は、平成24年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、平成24年５月８日から実施し、平成24年５月１日から適用する。

附　則

この要項は、平成27年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、平成29年５月１日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項

平成 24 年３月 15 日
学　長　裁　定

(趣旨)
第１　この要項は、国立大学法人鹿児島大学組織規則(平成 16 年規則第１号)第 20 条の３第２項の規定に基づき、男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定める。
(業務)
第２　センターは、次に掲げる業務をつかさどる。
(1)　男女共同参画に係る広報・意識啓発に関すること。
(2)　教職員のワーク・ライフ・バランス支援及び環境整備に関すること。
(3)　女性研究者の支援に関すること。
(4)　次世代研究者育成支援に関すること。
(5)　男女共同参画の現状の自己評価等に関する事項
(6)　男女共同参画推進活動に関する学内調整
(7)　その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。
(組織)
第３　センターは、次に掲げる者をもって組織する。
(1)　副学長及び学長補佐のうちから学長が指名する者
(2)　男女共同参画推進室長(以下「室長」という。)が指名する者
(3)　各学系より選出された者　各１名
(4)　総務部長
(5)　総務部人事課長
(6)　男女共同参画推進センターコーディネータ
２　前項第３号の者の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。
(センター長等)
第４　センターにセンター長を置き、第３第１号の者のうちから学長が指名する者をもって充てる。
２　センターに副センター長を置き、室長が指名する者をもって充てる。
３　センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。
４　センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。
(自己点検・評価の実施)
第５　センターは、国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則(令和２年規則第 69 号)第３条に基づき、男女共同参画推進センターに関する自己点検・評価を実施するものとする。
２　前項の自己点検・評価は、毎年度実施するものとする。
(改善計画の策定及び実施)
第６　センターは、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定するものとする。
２　センター長は、前項の改善計画について、学長に報告するとともに、役員会での確認を経て、各部局に改善を指示するものとする。
３　前項の指示を受けた部局は、当該指示を踏まえた改善等を図り、その結果をセンター長に報告するものとする。
４　センター長は、前項の報告を受けた場合は、学長に当該結果を報告するものとする。
(部会等)
第７　センターに必要に応じて部会等を置くことができる。
２　部会等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
(事務)
第８　センターに関する事務は、総務部人事課において行う。
(雑則)
第９　この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
１　この要項は、平成 24 年４月１日から実施する。

２　国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室推進部会要領(平成 21 年９月 25 日男女共同参画推進室決定)は、廃止する。

附　則

この要項は、平成 25 年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、平成 27 年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、平成 29 年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、平成 30 年２月 27 日から実施する。

附　則

この要項は、令和３年６月 24 日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度実施要項

平成 30 年 1 月 18 日
学　長　裁　定

(目的)

第１　この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の妊娠、育児、介護・看病等期(以下「ライフイベント期」という。)の研究者に対し、研究支援員(以下「支援員」という。)を配置することにより、研究活動を補助し、研究者のキャリア継続・形成を支援することを目的とする。

(名称)

第２　この要項において、支援する事業は、国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度(以下「研究支援員制度」という。)と称する。

(対象)

第３　研究支援員制度に申請できる研究者(以下「対象研究者」という。)は、本学の研究者で、次の各号のいずれかの事由により十分な研究時間を確保できない者とする。ただし、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業中にある者を除く。

(1) 本人又は配偶者(届け出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が妊娠中の者

(2) 中学３年生までの子を養育している者

(3) 要支援又は要介護の認定を受けている家族の介護をしている者

(4) 病気(難病、重病、障害など)の家族の看護をしている者

(5) その他前各号に準ずるライフイベント期における事情がある者

(支援内容)

第４　支援内容は、対象研究者の研究活動に必要な実験補助、研究データの解析、統計処理、文献調査、発表資料作成等の研究補助業務に限るものとする。

２　配置する支援員は、対象研究者の管理下で、原則として学内において研究補助業務を行うものとし、支援員自身の研究を行ってはいけないこととする。

(申請手続き)

第５　対象研究者で、研究支援員制度の利用を希望する者は、所定の期日までに別に定める申請書類等を、本学男女共同参画推進室(以下「室」という。)に提出するものとする。

(利用者の決定)

第６　第５の申請があった場合は、国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度利用者決定に関する申合せ(令和元年 10 月 24 日男女共同参画推進室決定)に基づき、室で審議のうえ、研究支援員制度を利用できる研究者(以下「利用者」という。)を決定する。

(支援の取消し)

第７　室長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、室の議を経て、支援を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段によって採択されたとき。

(2) 本学の規則等に違反し、利用者としての適格を欠くに至ったとき。

(支援員の採用等)

第８　支援員の身分は、国立大学法人鹿児島大学非常勤職員就業規則(平成 16 年規則第 45 号。以下「非常勤職員就業規則」という。)の適用を受ける非常勤職員とする。

２　支援員の採用手続き等は、非常勤職員就業規則を準用する。

３　支援員は、本学に在学し、利用者が推薦する学部学生(第４の職務遂行が可能と判断された者に限る。以下同じ。)及び大学院学生並びに大学院課程修了者(常勤的な職に就いている者を除く。)とする。

４　前項のほか、室長が支援員として修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程を含む。)及び博士課程(博士後期課程を含む。)の学生と同等と認めた場合は、利用者が推薦する学部卒業者(常勤的な職に就いている者を除く。)が支援員となることができる。

(配置期間・時間)

第９　支援員の配置期間は、前期５か月以内(５月～９月)、後期６か月以内(10 月～３月)とする。

２　支援員の配置時間は、学部学生及び大学院学生にあっては１日７時間以内、週当たり 23 時間以

内(ただし、1日の勤務時間が5時間以内である場合は25時間)とし、学部卒業者及び大学院課程修了者にあっては1日7時間以内、週当たり18時間以内で、各期120時間を上限とする。

3 前項の規定にかかわらず、支援員が本学で雇用(ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、チューター、学習アドバイザー等)されている場合は、それらの勤務時間の合計時間が、学部学生及び大学院生にあっては週23時間(ただし、1日の勤務時間が5時間以内である場合は25時間)以内、学部卒業者及び大学院課程修了者にあっては、週18時間以内とする。ただし、学生の修学に支障がでないよう配慮するものとする。

(給与)

第10 支援員の給与は、時間給のみを支給し、他の給与は支給しない。なお、時間給については、予算の範囲内において調整することができる。

(1) 学部学生(1年次生～4年次生)については、900円とする。

(2) 学部学生(5年次生～6年次生)、大学院生、学部卒業者及び大学院課程修了者については、1,100円とする。

(配置状況報告)

第11 利用者は、配置する支援員の勤務状況を適宜把握し、月末に出勤簿を、各期支援終了後に成果報告書を総務部人事課に提出することによって、配置状況を報告するものとする。

(事務)

第12 研究支援員制度に関する事務は、総務部人事課男女共同参画企画係において処理する。

(雑則)

第13 この要項に定めるもののほか、研究支援員制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。

2 国立大学法人鹿児島大学研究支援員に関する取扱要項(平成23年4月21日学長裁定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年10月24日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年6月1日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学教員業務短期支援員制度実施要項

平成 30 年 1 月 30 日
学　長　裁　定

(目的)
第１　この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の教員に対し、業務短期支援員(以下「短期支援員」という。)を配置することにより、教員の妊娠、育児、介護・看病等期における両立及び復帰を支援することを目的とする。
(名称)
第２　この要項において、支援する事業は、国立大学法人鹿児島大学教員業務短期支援員制度(以下「教員業務短期支援員制度」という。)と称する。
(支援対象)
第３　教員業務短期支援員制度の対象となる教員(以下「対象教員」という。)は、国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度実施要項(平成 30 年 1 月 9 日学長裁定)に規定する国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度(以下「研究支援員制度」という。)の対象者のうち、やむを得ない事情により研究支援員制度に申請できなかった者とする。
(支援内容)
第４　支援内容は、対象教員の教育及び研究活動の補助業務とする。
２　配置する短期支援員は、対象教員の管理下で原則として学内において補助業務を行うものとし、入学試験、成績判定、人事等の大学の管理業務に係る内容には従事できないものとする。
(申請手続き)
第５　教員業務短期支援員制度の申請は、対象教員が、別に定める申請書類等を、本学男女共同参画推進室(以下「室」という。)に提出するものとする。
２　前項の申請があった場合は、室で審議のうえ、教員業務短期支援員制度を利用できる教員(以下「利用者」という。)を決定する。
(支援の取消し)
第６　男女共同参画推進室長(以下「室長」という。)は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、室の議を経て、支援を取り消すことができる。
(1) 虚偽の申請その他の不正な手段によって採択されたとき。
(2) 本学の規則等に違反し、利用者としての適格を欠くに至ったとき。
(短期支援員の採用等)
第７　短期支援員の身分は、国立大学法人鹿児島大学非常勤職員就業規則(平成 16 年規則第 45 号。以下「非常勤職員就業規則」という。)の適用を受ける非常勤職員とする。
２　短期支援員の採用手続き等は、非常勤職員就業規則を準用する。
３　短期支援員は、本学に在学し、利用者が推薦する学部学生及び大学院学生とする。
(配置期間・時間)
第８　短期支援員の配置期間は、一事業年度内の３か月以内、1 回限りとする。
２　短期支援員の配置時間は、月 20 時間を上限とする。なお、配置時間については、予算の範囲内において調整することができる。
３　前項の規定にかかわらず、短期支援員が本学で雇用(ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、チューター、研究支援員、学習アドバイザー等)されている場合は、それらの勤務時間の合計時間が週 23 時間(ただし、１日の勤務時間が５時間以内である場合は 25 時間)以内とする。ただし、学生の修学に支障がでないよう配慮するものとする。
(給与)
第９　短期支援員の給与は、国立大学法人鹿児島大学アルバイト職員に関する取扱要項(平成 25 年３月 15 日学長裁定)第８条第１項に準じ、時間給のみを支給し、他の給与は支給しない。なお、時間給については、予算の範囲内において調整することができる。
(配置状況報告)
第 10　利用者は、配置する短期支援員の勤務状況を適宜把握し、月末に出勤簿を、支援期間終了後に報告書を総務部人事課に提出することによって、配置状況を報告するものとする。
(事務)
第 11　教員業務短期支援員制度に関する事務は、総務部人事課男女共同参画企画係において処理す

る。

(雑則)

第 12　この要項に定めるもののほか、教員業務短期支援員制度に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学保育支援実施要項

平成 27 年 12 月 4 日
学　長　裁　定

(趣旨)
第１　この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)において実施する保育支援について、必要な事項を定める。
(保育支援)
第２　本学は、教職員に対し、中学校就学前までの子に対する保育支援として次の支援を行うものとする。
(1) ベビーシッター利用料金一部補助
(2) 一時保育利用料金一部補助
(3) 病児・病後児保育料金一部補助
(対象者)
第３　保育支援の対象者は、本学の教職員(本学の社会保険加入者に限る。)のうち、土日祝日での勤務、子の病気等により、緊急かつやむを得ず通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用しなければならない者とする。
２　保育支援の対象となる保育サービスは、個人間の契約に基づくものでない事業者の提供するサービスであり、かつ、１回の利用につき利用者の負担額が 1,200 円以上のものとする。
(支援額等)
第４　支援額は、１回の利用につき 1,200 円とし、同一世帯に対しては年間 36,000 円を上限とする。ただし、予算額及び希望者数により年間の支援上限額を調整することがある。
２　同一世帯に対する支援回数は、１ヶ月につき４回を上限とする。
(利用方法)
第５　利用にあたる諸手続きについては、別途定めるものとする。
(支援の中止)
第６　本学は、実施年度の途中であっても、予算の都合により支援を中止することができるものとする。この場合において、支援の中止に関し、教職員に対し、事前に通知するものとする。
(返還)
第７　利用内容に虚偽事項や不正が認められた場合には、当該期間の支援額を返還しなければならないものとする。
(雑則)
第８　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要項は、平成 27 年 12 月 4 日から実施する。

附　則
この要項は、平成 31 年 4 月 25 日から実施する。

附　則
この要項は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議に関する申合せ

平成 29 年 11 月 11 日
参加機関合意

(目的及び設置)
第１ 鹿児島県内大学等及び鹿児島県(以下「参加機関」という。)は、地域社会における男女共同参画社会の実現に向けて、情報交換及び連携を図ることを目的として、鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。
(組織及び構成員)
第２ 連携会議は、別表に掲げる参加機関から選出された者(以下「構成員」という。)で構成する。
２ 構成員は、各参加機関において男女共同参画又はダイバーシティの推進を担当する者とする。
(会議)
第３ 連携会議は、年に 1～2 回開催し、以下の事項について情報交換及び検討を行うこととする。
(1) 参加機関における男女共同参画及びダイバーシティに係る現状並びに取組
(2) 国、県及び地域における男女共同参画及びダイバーシティに係る現状並びに取組
(3) 参加機関の連携による男女共同参画及びダイバーシティに係る取組
(4) その他連携会議が必要と認める事項
(運営)
第４ 連携会議の運営は、鹿児島県男女共同参画室と連携して、鹿児島大学が担当する。
(事務)
第５ 連携会議の事務は、鹿児島大学総務部人事課において処理する。
(雑則)
第６ この申合せに定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この申合せは、平成 29 年 11 月 11 日から実施する。

附　則

この申合せは、令和元年 7 月 11 日から実施する。

別表（第２関係）

参加機関名	備考
学校法人鹿児島純心女子学園　鹿児島純心女子大学	事務局進路支援課地域連携推進室長
学校法人鹿児島純心女子学園　鹿児島純心女子短期大学	総務課
学校法人志學館学園　志學館大学	総務課
学校法人志學館学園　鹿児島女子短期大学	総務課
学校法人都築教育学園　第一工業大学	庶務課
学校法人都築教育学園　第一幼児教育短期大学	庶務課
学校法人津曲学園　鹿児島国際大学	総務課
国立大学法人　鹿児島大学	総務部人事課男女共同参画企画係
国立大学法人　鹿屋体育大学	総務課
独立行政法人国立高等専門学校機構 鹿児島工業高等専門学校	総務課
鹿児島県立短期大学	総務課
鹿児島県	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課男女共同参画室
	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 （鹿児島県男女共同参画センター）

全国ダイバーシティネットワーク組織九州・沖縄ブロック会議要項

(趣旨)

第１条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第４条第７項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織九州・沖縄ブロック会議(以下「ブロック会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第２条 ブロック会議は、九州・沖縄ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第３条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 幹事大学等の九州大学、長崎大学及び宮崎大学の理事又は副学長相当の者各１名

(2) 別表に掲げる機関の理事又は副学長相当の者各１名

(3) その他ブロック会議が必要と認めた者

２ 前項の委員の任期は平成 36 年３月 31 日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第４条 ブロック会議に議長を置き、前条第１項第１号の委員のうちから互選する。

２ 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第５条 ブロック会議は、原則として年１回開催する。

(事務)

第６条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第７条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要項は、平成 30 年 12 月 21 日から施行する。

別表（第３条関係）

国立大学法人	九州工業大学、佐賀大学、熊本大学、大分大学、鹿児島大学、琉球大学
公立大学	福岡女子大学
私立大学	九州産業大学、沖縄科学技術大学院大学

【参考】

※第３条第１項第３号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務（取締役)、常務（取締役)、取締役、執行役員

鹿児島大学公式マスコットキャラクター

[編集・発行] 鹿児島大学男女共同参画推進センター
〒890-8580　鹿児島市郡元 1 丁目 21 番 24 号
TEL　099-285-3012
URL　https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsuhime/
[発行年月]　2023 年 4 月